

Title	理財学会会報
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.6 (1923. 6) ,p.973(151)- 974(152)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑報
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230601-0151

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

す」(Tawney: *ibid.* p. 309) とすれば條令制定の主旨より見て賃銀勞働の缺乏せる農業其他の産業に對して最高賃銀を定むるよりも、寧ろ賃銀勞働の豊富なる織物諸工業の勞働者に對して最低賃銀の決定を行ふをこそ、該條令の賃銀に關する規定の最も努むべき點にして又最も効果あるべき方面でなければならぬのである。然るに該條令制定後、此方面に對する賃銀問題は、何故か、恐らくは資本主義的利益を害せんことを憚りてか、エリザベス治世の後期に到るまで政府の注意を全くに到らなかつたのである。

一五九三年に於て飢饉による不況の一般に甚しきに到るや、四個の法案は議會に提出せられた。之等の法案の一は從來、紡工織匠等が機屋と約定せる品を作らずして不正をなすこと、及こは機屋より給せらる賃銀其他の給與充分ならずして、紡工、織匠等が一家を維持するに足ら

ざることに原因する所あるを擧げ、依て法を定めて之等の不正を禁ずると共に、併せて之等の工匠のために充分なる賃銀を與へんがために各作業による詳細なる賃銀を舉示し該賃銀より少額を支拂ふべからず、又從來該賃銀よりも多額なりしものは其儘繼續すべき旨が提議せられて居る(細目についてはBland: *English Economic History* p. 336-341 に載録せらるる所の同文参照)其他の提案は賃銀の決定額につきて異同があつた。而も之等は孰れも皆遂に法令となるに到らざりしが、斯る提案の存せし事實は次第に此方面に注意を牽くに到りしを示すものであつた。其後十年を経たる一六〇三年に到りて *An Act empowering Justices to fix Minimum Rates of Payment* が制定せられた。

同法令に於て(1)從來疑義ありたる、農業以外の總べての勞働者、織匠、紡工及凡ゆる工匠に

對して賃銀を決定するの權能を治安判事に與ふること。(2)羊毛工業に於ける工匠の關する限りに於ては決定せられたる賃銀は最低額たるべきこと。即ち若し機屋其他の者が賃銀の規定、賃銀率、決定等に従ふを拒み、其織匠、紡工、其他の男工、女工に對して、評價、制定せられたると同額以上の賃銀を支拂はざるに於ては「十志の罰金を課せらる。(3)機業家にして、同時に治安判事の職にある者は織匠紡工、其他の織物製造と生業とする者の賃銀決定に參與すべからずとせられた。此規定なくしては前二者は極めて價值なきものに終るのである。

遮莫同法令に云へる所によれば、一五六三年の條令中、賃銀に關する規定が、總ての種類工匠に適用せらるべきものなりや、或は農業勞働者のみに適用せらるべきものなりやに就て、從來幾多の疑義の存せしがために充分に施行し

得ざりしものなれば、*Statute of Artificers* の賃銀規定は其制定後少くとも三四十年間は、工業殊に織物工業の方面に於て其適用を著しく拘束せられたることを知ることが出来るのである。(主として *Vierteljahrschrift für Sozial und Wirtschaftsgeschichte* 1913. Tawney. p. 533-49. Bland: *English Economic History* p. 336-43. に據る。)(完)

(本稿は未だ半なれども一先稿を結びて餘は他日に譲る。)

雜 報

理財學會々報

五月十八日午後一時より大ホールに於て理財學會春季大會を開催す。講演者氏名及び講演の概要次の如し。

經濟的獨立自尊

瀧本誠一氏

經濟的見地より觀たる獨立自尊の必要なる所以を闡明す。由來、政策なるものは近世に於る一般社會思想の發達

に伴ひて生ぜるものなり。マンチエスター學派の如く極端なる放任主義を唱ふるは非なり。されどマルクスに見る如き極端なる個人の無視も亦探るべからずとて中庸の必要なるを謂ふ。史上の一例として十八世紀末葉に於る英國救貧法の諸弊を糺正し、世の政策論者に架空の論多きことを指摘し個人の人格の健全なる發達に努むべきことを力説す。

經濟眼に映じたる最近の南米 山科禮藏氏

昨秋、横濱を出帆し最近歸朝せる南米視察實業團々長としての實際談なり。國務卿ヒューズ氏との會談より立論し、反米熱狂なるブラジルを以て我移民地として適當なりとし、同地に於る我國商業不振の理由として見本取引と金融機關との不備とを擧ぐ。

資本利子に關する一考察 土方成美氏

資本利子の發生に就きて、其は經濟社會の發達に依ると謂ふ見解あるに反しオツペンハイマアは資本利子の發生は必ずしも社會が動蕩たるを要せず靜態にて發生し得るものなりとせり。此の兩説は全然相容れざるか、相容るにせよ調和點を見出し得るやとてベーム・バゲルクの價值時差説を論じ、次いで、利子は常に時差のみならず、社會の動態を前提とすを謂ひしシュンハーターの説を紹介す、更に生産力説を論じロシアの利子觀を述べ氏の見解を披瀝す。曰く、當初の元本をコンスタントに保

つのみならず、更に進んで餘剰を得んとするものなるを以て此の増殖は靜態に求むるを得ずと、又、地代と企業利潤との區別の必要を主張し、今日の資本家の偶然の理由に因る利子收得を論じたり。

狩太に於ける農場に於て 有島武郎氏

約四百五十町歩に及ぶ氏の農場は膽振國虻田郡狩太村に在りて開拓使當時、氏の祖父が或は米國の大農場制を用ゐて失敗し、或は大地主と小作人との關係に於て幾多の弊害の行はれたるものなり、氏は札幌農學校當時より、明治四十年頃、外遊を終り、近く該地の農民に相互扶助的な生産組合の組織を求むる迄、常に腦裏を離れざりし問題は私有財産制度の欠陥なりき、或は、英國に於るクロボトキンとの會見或は加奈陀に於るルフアポールの共產主義の失敗を説き、狩太村の生産組合組織の實現と其將來に對する氏の態度を明かにされたり

午後五時半閉會を宣す、聴講者七百

土方教授を主賓として萬來舎に晚餐會を開き卓を圍んで歡談、午後九時散會す、出席者次の如し

土方成美氏 瀧本教授
阿部 増井 金原 津田 伊藤の諸教授
幹事 三年 櫻森 平野 竹中
二年 江守 日比野 山本 永田 江越 駒崎
一年 和田 濱谷

前號(第十七卷) 目次 (大正十二年五月號)

論 說

原始基督教と社會問題(上)

高橋誠一郎

社會主義と國家(四、完)

小泉 信三

鑛道賃率制禦策としての最高限度

増井 幸雄

制定に就て

雜 錄

カントに歸つて經濟學を論ず

勝田 貞次

社會思想家としてのジョン・ラスキンの生涯(五)

奥井復太郎

「人口論」批判(下)

津田 誠一

基督教義と羅馬法理(上)

打村 鑛三

カロリン・フォックス女史とジョン・

スチュアート・ミル(三)

榎本 鑛治

チュードル、スチュアート兩朝に於ける

工業政策(三)

高木 壽一

●一冊定價金五拾錢 郵税金貳錢
●一ケ年分金貳圓九拾錢 郵税金
●一ケ年分金五圓四拾錢 郵税金 共

●編輯及び事務に關する一切の用件は發行所宛
●營業に關する用件は發賣元宛
●原稿締切期日は發行の前月十日限
大正十二年五月廿一日印刷納本
大正十二年六月一日發行 每月一回一日發行

三田學會雜誌 第七十卷 第六號
編輯者 江田 範 保
發行所 東京市芝區三田二丁目二番地慶應義塾内
印刷者 金子 鐵五郎
印刷所 東京市赤坂區新町五丁目四十二番地
印刷所 金子 活版所

發賣元 丸善株式會社三田出張所
東京市芝區三田貳丁目壹番地
電話高輪 一九二六
●尙ほ本誌は全國各市雜誌店にて販賣す

發行所 東京芝三田 慶應義塾内 理財學會